主 対 原判決を破棄する。 被告人は無罪。

理 由

弁護人中川正夫控訴趣意第一点について。

原判決の認定するところは、要するに被告人は昭和二十二年六月A及びBとの間にかねて自己の同人等に賃貸中の二筆の田地についての賃貸借契約を知事の許可を受けないでそれぞれ合意解約した、というにある。これに対し、論旨は右賃貸借契約はこれより先昭和十八年中すでに合意解約すみであると主張するのであつて、被告人の司法警察員に対する供述調書並に原審証人Cの証言の中には論旨に添う資料がないわけではないけれども原判決の挙げた証拠によれば原判示事実を認めるに足り、記録を精査しても右認定が誤りであるとはなし難い。

しかしながら、被告人の原判示行為のなされた時は、昭和二十一年法律第四二号による改正農地調整法が施行せられていたときに当り、昭和二十二年法律第二四〇号による改正法の施行前である。しかして、右昭和二十一年法律第四二号による改正農地調整法によれば、その第九条第三項は単に「農地ノ賃貸借ノ当事者賃貸借ノ解除若ハ解約ヲ為シ又ハ更新ヲ拒マントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村農地委員会ノ承認ヲ受クペシ」と規定し、附則において右「市町村農地委員会ノ承認」は勅令で定める時期までは「地方長官ノ許可」と読み替える旨定めていただけであつて右「解約」の下に「(合意解約ヲ含ム以下同ジ)」の文字の挿入せられたのは前記昭和二十二年法律第二四〇号によるものである。

○ 〈要旨〉この挿入が従前の律意を明かにしたにすぎないものと解すべきか或は新たに規制範囲を拡張したものと解す〈/要旨〉べきかに関して、当裁判所は、従来の用語の慣例を考えむしろ法的安定を重しとし立法政策的解釈を排して後者の見解を採る。しからば、原判沢の認定する時点における被告人の本件行為に対しては農地調整法上これを規制する法規がなかつたものといわねばならない。

原判決認定の事実を法に照してもこれを罰すべき正条がなく被告人の行為は罪とならないから刑事訴訟法第四百四条第三百三十六条に則り無罪の言渡をする (裁判長判事 荻野益三郎 判事 梶田幸冶 判事 井関照夫)